報告第２１号

組織及び事務機構について

組織及び事務機構について、次のとおり報告する。

平成１６年9月３０日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

新市の組織及び事務機構については、別紙のとおりとする。

新市の行政組織の考え方

Ⅰ．円滑な新市移行のために

平成１７年２月１１日、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の１市４町が合併し、人口約７９，０００人の「東近江市」が誕生する。

１市４町は、今日まで、それぞれの地域の実情に即した行政運営を行ってきており、合併後も市民への各種サービスが継続・維持されるよう十分な配慮が必要である。また、市民ニーズに柔軟に対応し、新市への期待に応えることのできる行政組織とすることが重要である。

従って、新市発足時の行政組織は、合併が市民や職員にとって大きな変革であることを踏まえ、市民に不安を与えたり、混乱を招くことなどないよう円滑に移行できる体制を基本とする。

Ⅱ．行政組織のポイント

１．市民に馴染みのある、わかりやすい行政組織

１市４町では、これまで≪部－課－係≫制、あるいは≪課－係≫制を基本とし、政策に合わせた組織を設けてきた。

このため、東近江市発足時の行政組織のスタイルについては、市民に馴染みがあり、わかりやすく、職員にとっても円滑な執務が期待できる従来の形態とし、人口規模や類似団体組織と比較した中で≪部－課－係≫制を導入する。

なお、一部の市町がすでに導入しているグループ制やスタッフ制については、全職員が合併と同時にこの制度に馴染むことが難しく、十分な効果を期待できるとは必ずしも言えない状況であるため、今後、職員数の減少や新市の運営状況に合わせて、導入を検討すべき課題と考える。

また、支所については、職員数と支所業務の内容を十分考慮しながら、新市発足時の組織を考えることも必要となる。

２．円滑な移行に配慮し、新たな機能を備えた行政組織

（１）進行管理・政策調整機能の充実と支所の連携

縦割り行政が課題といわれる中、１市４町の合併による新たな行政組織にあっては、部内における業務の連携は当然であるが、部と部の関連分野の連携を強化することによって、横断的な課題にも迅速に対応し、市民サービスの向上につなげていく必要がある。

また、各部の業務においては、本庁と各支所が同様の業務を行う場合や本庁の指示により業務を行う場合など様々なケースがあり、常に全市域を対象とした施策を念頭に置きながら調整を行うとともに、本庁と支所との十分な連携を図ることが極めて重要となる。

このため、各部毎に予算及び事業の進行管理や政策の企画立案及び調整等を行う機能として政策担当を配置することとし、特に本庁と支所に

おいて同様の業務を分担して行う部には、支所との連携を図るため政策室を設置する。また、各支所においても、本庁各部との連携を図るとともに、各地区の政策調整を行う機能を設ける。

（２）支所の位置付けと統轄部門の設置

支所は、新市組織の中のひとつとして福祉やごみ対策など均一の市民サービスを提供することが求められる一方で、各地区の地域性を生かした事業を展開する機関として独自性も期待される。

このため、窓口中心の出先機関ではなく、各支所に支所長（部長級）を配置し、予算の要求・執行、事業の企画・実施などについて一定の決裁権を確保するものとする。

また、新市全体のバランスに配慮しつつ、独自性と統一性の両面を保有する支所機能を創造していくため、支所間の調整や連携を図る部門を本庁の機能に設ける。

（３）財源の確保と窓口対応の充実

国・地方財政の三位一体の改革が進む中、行政運営の根幹をなす自主財源の確保を図り、いち早く足腰の強い自治体を構築していくことが求められている。

新市においては、財源の確保を図るという視点から体制を強化するとともに、税や保険業務が市民への迅速な対応が求められる窓口業務であることなどを考慮し、効率的かつ一元的な賦課・徴収体制が取れるような組織とする。

（４）利用実態に即した施設の位置付け

図書館や保健センターなど出先の機関については、基本的に本庁に属するものとする。

また、１市４町が整備・保有してきた各種の公共施設については、その利用実態に即した位置付けを行うこととする。特に、だれもが気軽に利用でき、市民を対象に事業を展開する施設については、本庁の所管とし、これまでと同様に限定された地域の施設として活用される施設は、当分の間、支所の所管とする。

３．新市まちづくりを先導する行政組織

（１）市民主体のまちづくり自治システムの構築

各地区まちづくり協議会の設置など市民主体のまちづくりを全市的に推進し、支援するための機能を本庁及び支所に設ける。

- 企画部　まちづくり推進課
- 各支所　地域振興課

（２）地域文化や歴史を生かしたまちづくりの推進

全市的な視点で、地域の文化や歴史などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、企画及び調整を行う専属の政策担当を設置する。

- 企画部　文化政策担当

（３）情報基盤の拡充と地域情報化の充実

地域情報化の充実を目指して、市全域を対象にケーブルテレビ網を早期に整備するための部署を置く。

- 総務部　情報推進課　ＣＡＴＶ推進室

（４）お互いを認め合い、一人ひとりが輝く社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権啓発を推進するための部を設置する。

また、あらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境づくりを進めるための課を設置する。

- 人権部
- 企画部　男女共同参画課

（５）豊かな自然環境の保全と活用

里山保全など市民活動や集落景観の保全、緑や花いっぱいの生活空間の創造など、市民とともに美しい景観づくりを進めるための拠点として課を位置付ける。

- 生活環境部　花と緑の推進課

（６）水源かん養や地域の環境保全に寄与する林業の活性化

多面的な機能を有する森林の整備や林道・作業道などの基盤整備を図るとともに、自然体験活動の実施や間伐材の利用など森林資源の有効活用に取り組むため林業事務所を設置し、事業量を考え、永源寺支所に配置する。

- 産業振興部　農林振興課　林業事務所

（７）合併協議事項の進行管理や総合調整機能

合併協議事項を着実に実施するとともに、国や県の機関の管轄替等にかかる総合的な調整を図るため、一定期間、専門部署を設ける。併せて、合併記録の作成及び保管を行う。

- 企画部　企画課　合併管理室

（８）事業の継続性と実施体制の保持

新市の事業として統一して実施する市民サービスであっても、これまで地域に密着した事業展開がなされているものや地域の特色が見られるものなどについては、事業が継続、維持できる体制を保持する。

- 各支所　市民生活課　（窓口業務、ごみ対策事業）
- 各支所　福祉課　（地域福祉）
- 各支所　産業建設課　（農林振興）

４．発足時と移行期間終了後の行政組織

第３回合併協議会において、合併の日から平成１７年９月３０日までを移行期間とすることについて確認されている。

しかしながら、移行期間終了後の行政組織の改編については、市民の方へのお知らせ方法（徹底できるかどうか）、窓口や事業の所管課の変更など不安な面がある。

従って、合併時から移行期間と移行期間終了も同じ行政組織とし、年度途中での変更は基本的に行わず、職員が業務に応じて異動することによって対応する。

Ⅲ．新市の行政組織の姿

	市長部局				教育委員会事務局	
	部	課・室	会計〔課〕	支所〔課〕･出張所	部	課・室
東近江市	9	４１	1	支　所　４　〔５課〕 出張所　１	1	8 教育分室４

【参考：１市４町の行政組織の姿】

	市長部局				教育委員会事務局	
	部	課・室	会計〔課･室〕	支所・出張所	部	課・室
八日市市	7	３３	1		1	5
永源寺町		3(7)	1	政所支所		1(3)
五個荘町		(3)7	1			(1)2
愛東町		7	1			2
湖東町		9	1			3

Ⅳ．効率的な行政組織に向けて

新市発足時の行政組織は、円滑な移行を大前提とし、「新市まちづくりを先導する行政組織」に示したように、市民に夢や希望を抱かせ、新しいまちづくりへ期待が膨らむような部門も兼ね備えた組織としている。

また、総務や企画、税務部門、行政委員会の事務局等を本庁に集約することにより、専門職員の配置を可能にしている。あわせて、各部及び各支所に設置した政策調整機能によって、指揮命令系統がより明確化され、事務処理の円滑化と効率化が期待できる。

このように、まずは新市への円滑な移行を目指し、その後、一定期間を経て合併の効果といわれる高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図るとともに、職員削減を年次的・計画的に実施し、より効率的でスリムな行政組織へと移行できるよう、市民の理解を得ながら取り組まなければならない。

≪東近江市行政組織図≫

- 市長
  - 助役
    - 総務部
      - 政策担当
        - 総務課
          - 部内政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理
          - 行政改革の推進、自治会、コミュニティ施策、固定資産評価審査委員会、不当要求対策、事業団との調整、私学振興、自衛官の募集、市政一般
          - 議会提出議案の審査、条例規則の審査、例規集の編集発行、選挙管理委員会、行政手続法及び市行政手続条例、文書、書庫の管理、情報公開、個人情報保護、公印の保管
          - 災害対策、常備消防、消防団、防犯対策、危機管理対策
        - 職員課
          - 職員の採用、給与、共済、組織機構、職員の福利厚生、公務災害
          - 職員研修の企画・実施、職場研修の指導・助言
        - 財政課
          - 財政計画、予算編成
        - 管財課
          - 市有財産の総合的な管理、ＩＳＯ認証取得、庁舎管理、行政（福祉）バスの運行管理、公用車管理
          - 市有建設物の工事設計・監理
          - 契約管理室
            - 建設工事などの入札及び契約、検査、審査会の運営
        - 情報推進課
          - 情報施策の企画、行政情報化、電子計算組織の企画、推進、システム管理
          - ＣＡＴＶ推進室
            - ケーブルテレビの施設整備、加入促進
    - 企画部
      - 地域振興政策担当・文化政策担当
        - 秘書課
          - 市長・助役の秘書、渉外、名誉市民・褒賞・表彰
        - 企画課
          - 重要政策の企画調整・研究、部内政策調整・研究、部内事務事業の進行管理、本庁・支所間の連絡調整
          - 総合発展計画の策定・進行管理、文化政策の企画立案、大規模プロジェクト
          - 広域行政、庁内会議の運営、土地開発公社、統計
          - 姉妹都市・友好都市、国際交流、国内交流
          - 合併管理室
            - １市４町合併協議事項の進行管理、総合調整、新市建設計画の進行管理、合併記録作成保管
        - 広報課
          - 広報紙の発行、報道機関への情報提供、市勢要覧の発刊、ホームページの運用管理
        - まちづくり推進課
          - まちづくり協議会の総合調整・運営支援、ＮＰＯ支援、ボランティア、パートナーシップ推進
        - 男女共同参画課
          - 男女共同参画社会の推進

- 永源寺支所　【別掲】
- 五個荘支所　【別掲】
- 愛東支所　【別掲】
- 湖東支所　【別掲】
- 市　民　部
  - 政策担当
  - 資産税課
    - 部内政策調整・研究、部内事務事業の進行管理
    - 固定資産税の賦課、調停及び減免、名寄帳、証明発行、土地の評価、異動処理、地番図の整備、土地課税台帳
    - 家屋評価、異動処理、家屋課税台帳
  - 市民税課
    - 市県民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、証明発行
  - 収　納　課
    - 市税・国民健康保険料（税）・介護保険料の収納、納税相談、口座振替、市税の証明及び閲覧
    - 市税・国民健康保険料（税）・介護保険料の滞納整理、異議申立て、不納欠損
  - 市　民　課
    - 戸籍証明、住民基本台帳関係の証明、埋火葬許可証の交付、自動車臨時運行許可、印鑑登録、国籍・身分証明
    - 戸籍関係事務、住民基本台帳関係事務、外国人登録、住民異動による連絡調整、住居表示、公印管理
  - 保険年金課
    - 国民健康保険料・介護保険料の賦課
    - 国民健康保険給付、老人保健、医療助成
    - 国民年金、福祉年金
- 人　権　部
  - 政策担当
  - 人　権　課
    - 部内政策調整・研究、部内事務事業の進行管理
    - 人権施策に係る企画立案、総合調整
  - 人権啓発課
    - 人権啓発
  - 市民相談室
    - 市民相談、外国人窓口、公聴活動
- 生活環境部
  - 生活環境政策室
    - 部内・支所政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理
  - 生活環境課
    - 環境基本計画、新エネルギー対策、自然公園法
    - 環境保全、公害監視及び防止、害虫駆除、飼い犬登録、防疫、斎場、し尿、合併処理浄化槽
    - 消費者相談、啓発事業の実施
  - 廃棄物対策課
    - ごみ処理、省資源・リサイクル

- **花と緑の推進課**
  - 花と緑のまちづくり運動、保護樹木、保護樹林
- **交通政策課**
  - 交通ネットワーク、自転車駐車場整備・維持管理、コミュニティバス
  - 交通安全教育、啓発事業、交通災害共済

- **健康福祉部（福祉事務所）**
  - **健康福祉政策室**
    - 部内・支所政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理、地域福祉の推進、民生委員、社会福祉協議会との連携
  - **社会福祉課**
    - 生活保護
  - **長寿福祉課**
    - 高齢者の生きがい施策、敬老祝賀行事・祝い金、老人クラブ支援
    - 事業計画、特別会計、認定審査会、サービス事業者の育成
    - 要援護者の生活支援、基幹在支の運営、介護予防
  - **障害福祉課**
    - 身体障害者、知的障害者、精神障害者、共同作業所、生活ホーム、手話通訳
    - 障害者支援費、精神障害者ケアサービス
  - **こども家庭課**
    - 少子化対策、次世代行動計画、児童手当、児童扶養手当、母子父子家庭
    - 幼保一元化、保育所入所、保育所の整備、学童保育
  - **健康推進課**
    - 予防、保健、検診、健康相談、医療施策、施設の管理運営、救急医療
    - 早期療育

- **産業振興部**
  - **産業政策室**
    - 部内・支所政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理
  - **農林振興課**
    - 農業振興、林業振興、漁業関係事務、担い手対策
    - 米政策、環境保全農業、団体育成、特産振興、畜産振興、鳥獣保護、有害鳥獣駆除
    - **林業事務所**
      - 林道の整備・維持管理、治山、造林、間伐材利用、森林活用
  - **農村整備課**
    - 計画調整、第２ダム、農業排水対策
    - 圃場整備、農業基盤整備、地域用水機能増進事業、農道の整備・維持管理
  - **商工観光課**
    - 商工振興、中小企業対策、中心市街地活性化対策、団体育成、企業立地
    - 勤労者施策、勤労者資金の融資、企業内人権教育、就労対策、シルバー人材センターへの支援、勤労者互助会との連絡調整
    - 観光施策の企画立案、事業実施、物産振興、団体育成

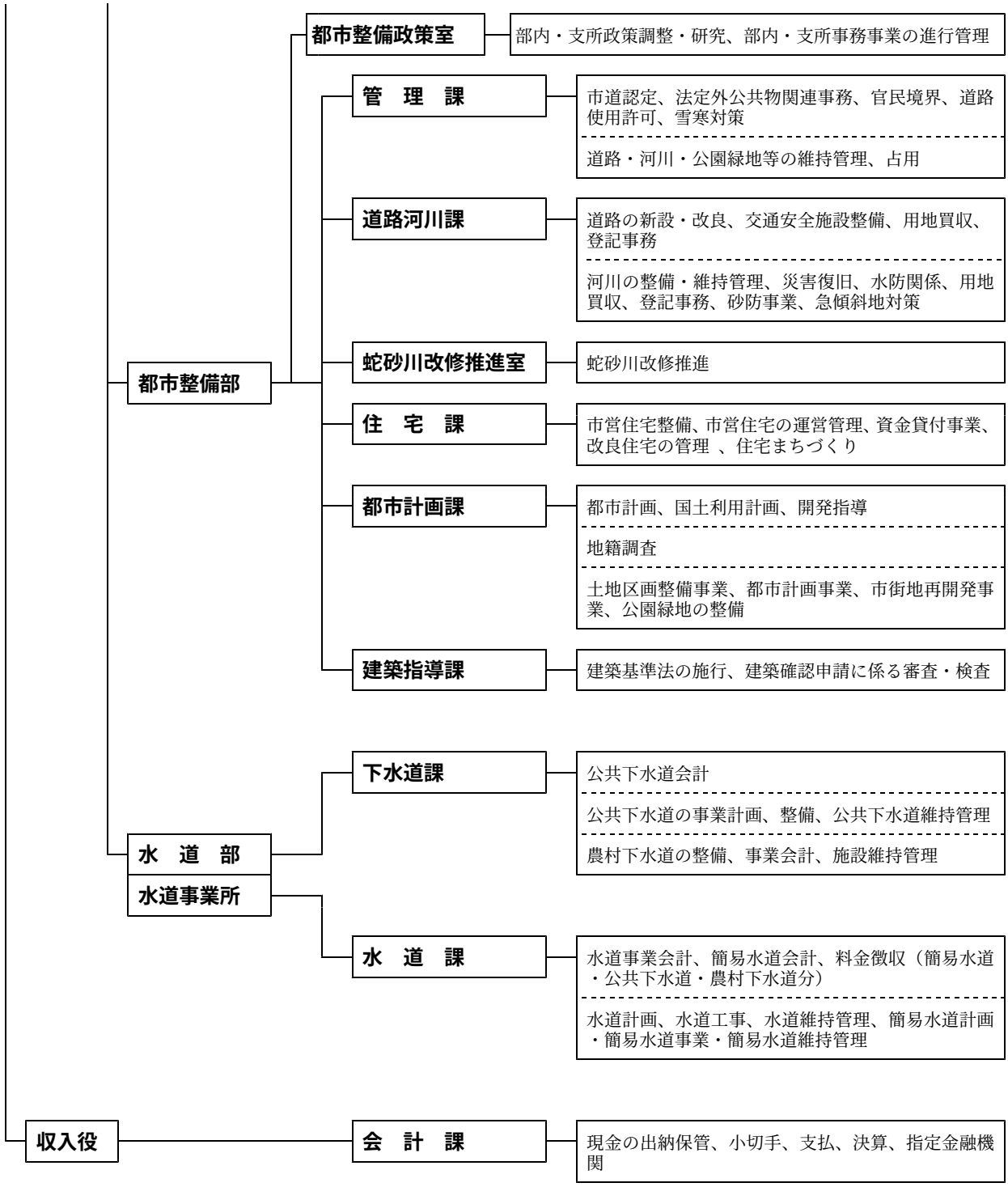
都市整備部
都市整備政策室
部内・支所政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理
管　理　課
市道認定、法定外公共物関連事務、官民境界、道路使用許可、雪寒対策
道路・河川・公園緑地等の維持管理、占用
道路河川課
道路の新設・改良、交通安全施設整備、用地買収、登記事務
河川の整備・維持管理、災害復旧、水防関係、用地買収、登記事務、砂防事業、急傾斜地対策
蛇砂川改修推進室
蛇砂川改修推進
住　宅　課
市営住宅整備、市営住宅の運営管理、資金貸付事業、改良住宅の管理 、住宅まちづくり
都市計画課
都市計画、国土利用計画、開発指導
地籍調査
土地区画整備事業、都市計画事業、市街地再開発事業、公園緑地の整備
建築指導課
建築基準法の施行、建築確認申請に係る審査・検査
水　道　部
水道事業所
下水道課
公共下水道会計
公共下水道の事業計画、整備、公共下水道維持管理
農村下水道の整備、事業会計、施設維持管理
水　道　課
水道事業会計、簡易水道会計、料金徴収（簡易水道・公共下水道・農村下水道分）
水道計画、水道工事、水道維持管理、簡易水道計画・簡易水道事業・簡易水道維持管理
収入役
会　計　課
現金の出納保管、小切手、支払、決算、指定金融機関

【 支所組織 】

永源寺支所

- 政策担当
- 地域振興課
  - 地区内の政策調整、研究、支所内事務事業の進行管理、本庁・支所間の連絡調整
  - 地域づくり、まちづくり協議会運営支援、自治会、ＮＰＯ支援、地域消防防災、地区イベント、公聴活動
- 総務管理課
  - 支所庁舎管理、財産管理（支所分）、公用車・バス管理、職員服務、文書、交通災害共済、交通安全対策、選挙、公印管理、財産区、有線放送
- 市民生活課
  - 戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録の届出受付、証明交付、埋火葬の届出・許可、公印管理
  - 国民健康保険・介護保険・医療・年金の申請受付及び相談
  - 一般廃棄物処理、飼い犬登録、リサイクル、不法投棄監視
  - その他届出受付・取次ぎ
  - 諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴集金の収納、現金の保管
  - 政所出張所
- 福　祉　課
  - 高齢者、障害者、児童、母子・父子等全般の申請受付及び相談、各種事業実施、介護認定に係る一次判定、保育所入所に係る審査
- 産業建設課
  - 農林振興、緑の募金、特産振興、有害鳥獣駆除、農村整備、農村下水道施設の維持管理、猟区、第２ダム関連業務、観光、イベント企画・実施
  - 道路維持管理、雪寒対策、水防関連
  - 各種申請受付、相談、その他地域課題業務
- 林業事務所
  - 林道の整備・維持管理、治山、造林、間伐材利用、森林活用
- 永源寺教育分室
  - 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント

五個荘支所

- 政策担当
- 地域振興課
  - 地区内の政策調整、研究、支所内事務事業の進行管理、本庁・支所間の連絡調整
  - 地域づくり、まちづくり協議会運営支援、自治会、ＮＰＯ支援、地域消防防災、地区イベント、公聴活動
- 総務管理課
  - 支所庁舎管理、財産管理（支所分）、公用車・バス管理、職員服務、文書、交通災害共済、交通安全対策、選挙、公印管理、オフトーク通信
- 市民生活課
  - 戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録の届出受付、証明交付、埋火葬の届出・許可、公印管理
  - 国民健康保険・介護保険・医療・年金の申請受付及び相談
  - 一般廃棄物処理、飼い犬登録、リサイクル、不法投棄監視

- その他届出受付・取次ぎ
- 諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴集金の収納、現金の保管

福　祉　課
- 高齢者、障害者、児童、母子・父子等全般の申請受付及び相談、各種事業実施、介護認定に係る一次判定、保育所入所に係る審査

産業建設課
- 農林振興、緑の募金、特産振興、有害鳥獣駆除、農村整備、農村下水道施設の維持管理、観光、イベント企画・実施
- 道路維持管理、雪寒対策、水防関連
- 各種申請受付、相談、その他地域課題業務

五個荘教育分室
- 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント

愛東支所

政策担当

地域振興課
- 地区内の政策調整、研究、支所内事務事業の進行管理、本庁・支所間の連絡調整
- 地域づくり、まちづくり協議会運営支援、自治会、ＮＰＯ支援、地域消防防災、地区イベント、公聴活動

総務管理課
- 支所庁舎管理、財産管理（支所分）、公用車・バス管理、職員服務、文書、交通災害共済、交通安全対策、選挙、公印管理、無線放送

市民生活課
- 戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録の届出受付、証明交付、埋火葬の届出・許可、公印管理
- 国民健康保険・介護保険・医療・年金の申請受付及び相談
- 一般廃棄物処理、飼い犬登録、リサイクル、不法投棄監視
- その他届出受付・取次ぎ
- 諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴集金の収納、現金の保管

福　祉　課
- 高齢者、障害者、児童、母子・父子等全般の申請受付及び相談、各種事業実施、介護認定に係る一次判定、保育所入所に係る審査

産業建設課
- 農林振興、緑の募金、特産振興、有害鳥獣駆除、農村整備、農村下水道施設の維持管理、菜種栽培促進事業、愛のまち振興公社、観光、イベント企画・実施
- 道路維持管理、雪寒対策、水防関連
- 各種申請受付、相談、その他地域課題業務

愛東教育分室
- 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント

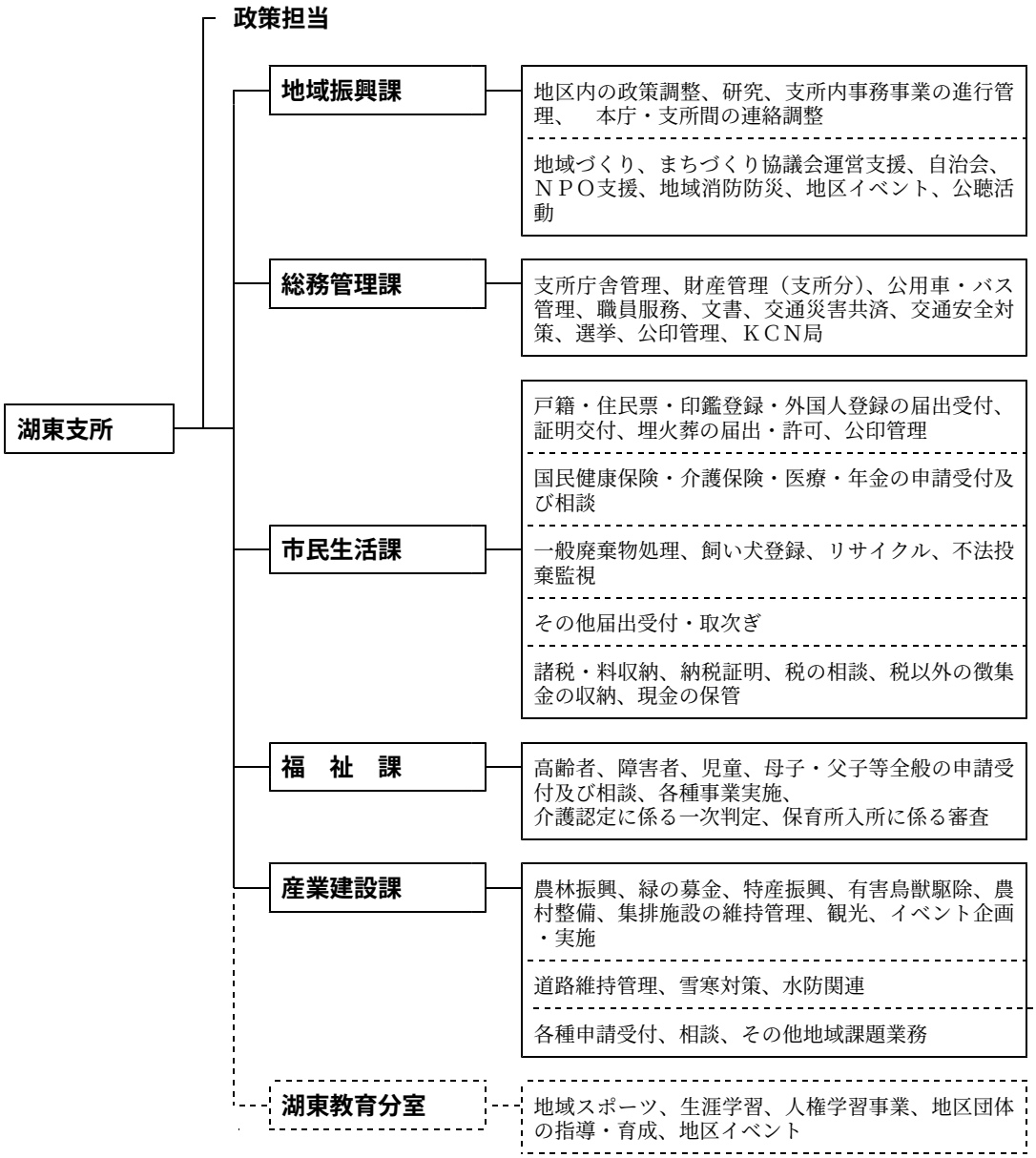

＊ H17.７ 19 までの各地区農業員会の事務局は、支所産業建設課の所管とする。

【 教育委員会事務局組織 】

- 教育委員会 教育長
  - 教　育　部
    - **教育政策室**
      - 部内・支所政策調整・研究、部内・支所事務事業の進行管理
    - **教育総務課**
      - 教育行政の基本計画、学校・園の施設整備・維持管理、事業団との調整、公印管理、教育委員会事務局職員の服務
    - **学校教育課**
      - 学校保健安全、教育扶助、学校給食、児童生徒就学事務、ALT
      - 学校課程指導、教科書採択、教職員人事、教職員服務、教職員研修、児童生徒指導、就学指導、国際理解教育
      - 幼稚園教育
    - **生涯学習課**
      - 生涯学習施策の企画、社会教育事業の振興、社会教育施設の整備、公民館の指導
      - 文化芸術振興、文化芸術祭、団体育成、文化施設の整備・運営
    - **スポーツ課**
      - 市民スポーツ、社会体育普及振興、体育施設の整備運営
    - **青少年課**
      - 青少年対策、団体育成、啓発事業の実施
    - **人権学習課**
      - 人権学習の指導、企画、啓発事業の実施
    - **文化財課**
      - 文化財の指定、保護及び啓発、資料収集及び保存
      - **市(町)史編纂室**
        - 市（町）史編纂
    - **永源寺教育分室**
      - 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント
    - **五個荘教育分室**
      - 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント
    - **愛東教育分室**
      - 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント
    - **湖東教育分室**
      - 地域スポーツ、生涯学習、人権学習事業、地区団体の指導・育成、地区イベント

【 議会・行政委員会組織 】

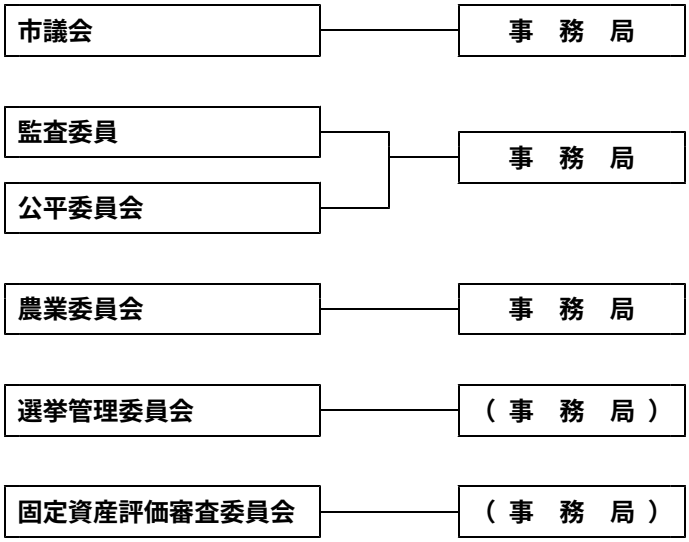
市議会
事　務　局
監査委員
公平委員会
事　務　局
農業委員会
事　務　局
選挙管理委員会
（ 事　務　局 ）
固定資産評価審査委員会
（ 事　務　局 ）